

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うパナマ政府による入国制限措置等

令和2年3月15日

1 15日、コルティソ大統領は自身のツイッターにて、16日午後11時59分より、以下の措置を行う旨発表しました。

- (1) 非居住者である全ての外国人のパナマへの入国禁止
- (2) パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離

2 保健省は14日、コミュニケ8号を発表したところ、その要旨は以下の通りです。

- (1) 政府は同日までに43名のコロナウィルス感染者を確認。うち23名が女性、20名が男性。
- (2) 一時的に欧州便、アジア便の商業便の運航を中止。但し、医療機材を運搬するものは中止の対象外。
- (3) 政府は国民に対して、政府の呼びかけに注意を払い、保健省の公式声明に従い、手洗い、風邪患者との接触の回避、くしゃみ咳の際に口を覆う、群衆が集う場所を回避する、家に留まり、可能な限り在宅勤務をするなど、呼吸衛生のための措置の遵守を改めて呼びかける。

3 保健省は15日、コミュニケ9号を発表したところ、その要旨は以下の通りです。

- (1) 15日までに国内で確認されたコロナウィルス感染者は55名。うち、サンティアゴ・デ・ベラグアと、コロンのそれぞれ1件ずつ、新たな地域での感染が確認。
- (2) AIDS, 糖尿病, ぜんそく, 癌等の慢性疾患の患者, 並びに幼児及び妊婦で危険な状態の患者を除き, 官民間わず全ての中央病院での外来診察の中止。
- (3) 群衆が集うことを控えるのは義務であり, これを禁じるよう引き続き監視する。ホテルの娯楽施設, ディスコ, 映画館, バー, 喫茶室, 内外がレストラン機能を有する子供向けパーク施設の閉鎖を命令。
- (4) 海岸, 河川, プール及び温泉へのアクセスを禁止。
- (5) スーパーマーケット内に一度に50人以上入構することを禁止。そのため, 客は当該施設の店外で列を作って待機し, 他の客と1メートル以上の距離を取る。

